

■議案第91号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

町民が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、四万十町基金条例第3条第1項に規定する「四万十町過疎地域自立促進産業振興基金」について、産業分野に限らず、医療や福祉、教育などの分野においても、積極的に基金事業として実施することができるよう改正しようとするもの。

【主な改正内容】

設置の目的について、産業振興施策への限定を解除し、基金の名称を「四万十町過疎地域自立促進特別事業基金」に改める。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(15) <u>四万十町過疎地域自立促進特別事業基金</u>	四万十町過疎地域自立促進計画に定める過疎地域自立促進特別事業に資する費用に充てる。	町長が定める額	(15) <u>四万十町過疎地域自立促進産業振興基金</u>	四万十町過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分「産業振興」に定める過疎地域自立促進特別事業に資する費用に充てる。	町長が定める額
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

【基金事業として計画する個別事業】

- 四万十川豊かな森林整備事業
- 雇用創出事業
- 四万十川マラソン等イベント事業
- 安心住まい支援事業
- あったかふれあいセンター事業
- 在宅介護手当事業
- 妊婦健診審査通院費助成事業
- 24時間健康医療電話相談事業
- 人的ネットワーク推進事業